

## 取引約款

### 第 1 条 (適用範囲)

- 1 本約款は、株式会社 LENDEX LOAN (以下「営業者」といいます。) が行う金銭の貸付け事業に対する匿名組合出資に関して、営業者からその取得の申込の勧誘及び受付の取扱い (以下「私募の取扱い」といいます。) の委託を受けた株式会社 LENDEX (以下「当社」といいます。) とお客様の間における同出資申込みに関する事項を定めます。お客様は、本約款に従って、営業者との間で匿名組合契約 (以下「本匿名組合契約」といいます。) を締結します。
- 2 お客様は、本匿名組合契約の申込みに関し、本約款のほか、当社及び営業者が定める規則に従うものとします。
- 3 お客様と営業者との間で成立する匿名組合契約は、別紙「匿名組合契約約款」の規定に従うものとします。
- 4 本約款は、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の書面及び同法第 37 条の 4 第 1 項の書面の一部をなすものとします。

### 第 2 条 (定義)

- 1 本約款において、次に掲げる各用語の意味は下記のとおりとします。
  - (1) 「本営業」とは、営業者が行う個別の金銭の貸付事業をいいます。
  - (2) 「匿名組合契約申込条件」とは、お客様が本匿名組合契約の申込みを行う条件をいいます。
  - (3) 「本貸付契約」とは、本営業に関して営業者が締結する金銭の貸付契約をいいます。
  - (4) 「本借入人」とは、本貸付契約の借入人をいいます。
  - (5) 「取引口座」とは、本約款に定める取引のために、お客様が当社に開設した口座をいいます。
  - (6) 「営業日」とは、銀行法に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいいます。
  - (7) 「その他匿名組合契約」とは、本営業について、お客様以外に匿名組合出資を行う者 (以下「その他匿名組合員」といいます。) がある場合に、営業者がその他匿名組合員との間で、出資金額を除き本匿名組合契約と同条件で締結する、一又は複数の匿名組合契約をいいます。
  - (8) 「本ホームページ」とは、当社が、インターネット上において、本匿名組合出資持分の取得の申込の勧誘等を行うために開設するページをいいます。
  - (9) 「登録会員」とは、本ホームページ上において、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他の当社所定の事項を入力し、My Page その他の専用ページにログインするためのユーザーアカウント及びパスワード (以下「ユーザー

アカウント等」といいます。)を付与された者をいいます。

- (10)「My Page」とは、登録会員のために開設される、本ホームページ内における当該登録会員専用のページをいいます。
  - (11)「ログイン」とは、本ホームページ上において、ユーザーアカウント等を入力し、My Page その他当該登録会員専用のページを閲覧することができる状態にすることをいいます。
  - (12)「ローンファンド」とは、本借入人となろうとする者からの申込みに基づき営業者が発行し、当社が私募の取扱いを行う匿名組合出資持分であり、当社のホームページ上に掲載されるものをいいます。
- 2 本約款において定められた一定の日が営業日でない場合には、その翌営業日を当該日とします。

### 第 3 条 (口座の開設)

- 1 お客様は、本約款に定める取引のため、当社に取引口座を開設します。取引口座を開設するにあたって、お客様は、ログインした上で、本ホームページ上で氏名または商号、職業または事業の内容、住所または本店所在地、取引口座からの出金に使用する銀行口座番号その他当社の定める事項を入力し、かつ、当社が要求するその他の書類を当社に差し入れるものとします。
- 2 当社は、お客様から取引口座の開設の申込みを受けた後、所定の審査を行い、同申込みを承諾する場合には、お客様に対して取引口座を開設します。当社は、お客様に対し、口座を開設する義務又は口座の開設を承諾しなかった場合にその理由を説明する義務を負いません。なお、お客様は、取引口座の開設にあたり、営業者との間で締結することとなる匿名組合契約の内容に関する契約締結前交付書面（金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の書面）及び匿名組合契約成立通知書（金融商品取引法第 37 条の 4 第 1 項の書面）につき、本ホームページ上よりダウンロードする形式において電磁的に提供を受けることについて承諾するものとします。
- 3 お客様は前項により当社に届け出た事項を変更した場合、直ちに当社が定める方法によりその旨の届出を行うものとします。
- 4 当社は、第 5 条に基づく預託金を取引口座により管理します。
- 5 お客様は、未決済の取引がなく、かつ、営業者に対する債務がない場合には、何時でも取引口座を解約することができます。また、当社は、お客様に対し、書面による解約通知を行うことにより、何時でも取引口座を解約することができます。本約款の他の規定にかかわらず、同解約により、未だ成立していない本匿名組合契約の申込みは直ちに失効します。ただし、同解約は、既に成立した本匿名組合契約の効力に影響を及ぼさず、また、既に発生した本約款に定める当事者の義務を免責させません。

#### 第 4 条 (リスクの開示)

お客様は、取引口座の開設にあたり、本匿名組合契約に関する契約締結前交付書面を熟読し、その内容を理解するものとします。

#### 第 5 条 (出資金の預託)

- 1 お客様は、次条による本営業に関する本匿名組合契約の申込みを行う前に、本営業に対してお客様が出資しようとする金額その他本匿名組合契約が成立した場合に営業者に対して支払いが必要となる金額の全額を取引口座に送金して預託します。お客様は、当社が同金額の入金を確認した後、出資申込みをすることができます。なお、同金額の預託に必要な銀行送金手数料はお客様の負担とします。
- 2 お客様は、当社に対して、営業者が分配又は償還する金銭を預託します。
- 3 お客様が前 2 項に基づき取引口座に預託した金員に利息は付しません。
- 4 お客様は、当社がお客様から第 1 及び第 2 項に基づき預託を受けた金員を、他のお客様から預託された金員と一括して、当社の固有財産を保管する銀行預金口座とは別の銀行預金口座で保管することに同意します。

#### 【分別管理専用銀行預金口座】

銀行名 : PayPay 銀行

支店名 : ビジネス営業部

預金の種類 : 普通預金

口座番号 : 1315340

名義 : 株式会社 LENDEX 投資家資金口

#### 第 6 条 (本匿名組合契約の申込み及び成立)

- 1 営業者は、本借入人となろうとする者から貸付契約の申込みがなされた場合には、あらかじめ営業者が定める内規に従い審査を行い、営業者が適当と判断する複数の申込みについて、当社に本匿名組合持分の私募の取扱いを委託するものとし、当社はこれに基づき本匿名組合持分の私募の取扱いを行います。
- 2 お客様は、ログインした上で、お客様が希望するローンファンドの出資金額、運用金利その他の匿名組合契約申込条件を本ホームページ上で閲覧し、私募の取扱い手続のために設定したページから入力することにより、本匿名組合契約の申込みを行います。
- 3 本匿名組合契約は、お客様の本匿名組合契約申込みについて営業者が承諾し、その旨をお客様に通知することで成立します。本貸付契約に対する出資者が複数ある場合に成立する本匿名組合契約とその他匿名組合契約は、別個の匿名組合契約とし、お客様とその他匿名組合員の間には、組合関係その他一切の直接の契約関係は成立しないものとします。

- 4 本匿名組合契約が成立した場合、当社は、お客様の預託金のうち、当該ローンファンドにお客様が出資する金額を直ちに業者に送金し、業者は、当該送金金額について、その他匿名組合契約の金額と一括して、本借入人に本貸付契約の貸付日に送金します。
- 5 理由の有無を問わず、本借入人が貸付金の受領前に、本貸付契約の申込みを取り消した場合、その他業者が本貸付契約に基づく貸付けを行うことが適当ではないと判断する場合には、業者は本匿名組合契約を解除することができ、この場合、業者は本匿名組合契約に関する出資金その他本匿名組合員より受領した金員全額を、第5条第4項の口座に入金するものとします。

#### 第7条（出金）

お客様は、ログインすることにより、My Page でお客様自身の預託金等の状況を確認することができます。出金を希望するお客様は、同ページに表示される出金可能額の範囲内の金額をMy Page の所定欄に入力することにより、出金を行うことができます。当社は、お客様による出金手続きから3営業日以内にお客様が指定した銀行預金口座へ送金手続きを行います。

なお、当該送金手続きに係る銀行送金手数料は当社の負担とさせていただきます

#### 第8条（表明及び保証）

お客様は、当社及び業者に対し、取引口座の開設及び本匿名組合契約の申込みの時点において、下記の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し保証します。

- (1) お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、その権利能力及び行為能力の範囲内の行為です。お客様が法人である場合には、お客様は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、自己の財産を所有し、かつ、本匿名組合契約を締結し、本匿名組合契約上の義務を履行するために必要な完全な権利能力及び権利を有しています。また、お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、お客様の事業の目的の範囲内の行為であり、お客様は、かかる本匿名組合契約の締結及び履行ならびに当該取引の実行につき、関連法令上及び当社の規程において必要とされる一切の手続を履践しています。
- (2) 本匿名組合契約は、その締結により、お客様の適法で有効かつ拘束力を有する義務を構成し、その各条項に従い執行可能なものです。
- (3) お客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行及び本匿名組合契約において企図される取引の実行は、政府機関その他の第三者の許認可、承諾、同意若しくはかかる政府機関その他の第三者に対する通知を必要とするものではなく、かつ、いかなる法令、規則、通達、命令、判決、

決定、令状、お客様の定款その他の規程、お客様自身が当事者となっている契約又はお客様若しくはお客様の財産に影響を与える第三者との間における契約又は合意に違反し、又は抵触するものではありません。

- (4) お客様の経済状況又はお客様による本匿名組合契約の締結、本匿名組合契約に規定する各義務の履行若しくは同契約により企図される取引の実行に対し、悪影響を及ぼすようないかなる訴訟、仲裁、調停又は行政手続も係属していません。
- (5) お客様は支払不能ではなく、かつお客様について破産手続開始、民事再生手続開始その他お客様に対し適用ある倒産手続開始の申立は行われておらず、かかる申立の原因は存在しません。
- (6) お客様が本約款の規定に従い、当社に提出した情報は、真実、正確かつ完全です。
- (7) お客様が当社の勧誘に応じて営業者に対して行う本匿名組合契約の申込みその他の行為は、当該行為に伴うリスクの調査及び評価をなした後の完全な自己の判断に基づくものです。
- (8) お客様が当社に預託したお客様出資金その他の金員は、自己が所有するものであり、かつ組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。以降の改正も含む。）第 2 条 4 項に規定する「犯罪収益等」ではありません。
- (9) お客様は、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者ではありません。またはそれらに所属していた経歴を有していません。お客様が法人である場合には、その役員、従業員、顧問、取引先その他お客様と関係のある者が、反社会的活動を行う団体もしくはこれらと関連のある団体その他の反社会的勢力に所属している者ではありません。またはそれらに所属していた経歴を有していません。

#### 第 9 条（不保証）

お客様は、自らの判断と責任において本匿名組合契約に基づく出資を行うものであり、当社及び営業者は、本営業の結果について何ら保証しません。

#### 第 10 条（通知）

- 1 本匿名組合契約に基づく通知はすべて書面又は電子メールの方法によるものとし、かつ書面による場合は手交又は郵便によって各当事者の住所又は事務所宛に行われるものとし、なお、変更事項が生じた場合は、本条に基づく相手方への書面による通知により、住所等の変更を行うものとし、
- 2 お客様が当社に届け出た住所又は事務所宛になされた本約款に基づく諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第 11 条（譲渡制限）

お客様は、当社の事前の書面による承諾無く、本匿名組合契約、本匿名組合契約に係る出資の持分又は匿名組合員としての地位その他本約款に基づく権利又は義務を譲渡または担保に供し、その他の処分をすることができないものとします。

#### 第 12 条（修正・変更）

本約款は、法令の変更、監督官庁の指示その他必要が生じた場合には変更されることがあります。本約款が改訂された場合、当社は遅滞なく本ホームページ上に掲載すると同時にお客様に変更の旨を通知するものとし、同掲載後にお客様が本匿名組合契約の申込みを行った場合には、同改訂に同意したものとします。

#### 第 13 条（免責事項）

当社は、次の各号から生じる事由から本匿名組合員に直接又は間接的に生じる一切の損失、損害、費用について免責されます。

- (1) 本匿名組合員の口座番号、パスワードその他のセキュリティ事項の悪用
- (2) 営業者に故意又は重大な過失ある場合を除き、本匿名組合員、借入人、当社又は第三者が使用する通信システム、インターネット又はコンピューターシステムの故障、誤作動又は悪用
- (3) 営業者に故意又は重大な過失ある場合を除き、本借入人の貸付契約申込に関する虚偽の事実の告知、又は虚偽の文書の行使

#### 第 14 条（準拠法）

本約款は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

#### 第 15 条（管轄）

両当事者は、本約款に関連する紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。